

2017年5月31日

各 位

会 社 名 パナソニック株式会社
代表者名 取締役社長 津賀 一宏
(コード番号 6752 東証・名証第一部)
問合せ先 コーポレート戦略本部
経営企画部長 村瀬 恭通
(TEL. 06-6908-1121)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2017年6月29日開催予定の第110回定時株主総会で、下記のとおり、定款の一部変更について付議することが決議されましたので、お知らせ致します。

記

1. 提案の理由

コーポレートガバナンスの更なる強化と業務執行の一層のスピードアップを図るため、従来の取締役および「役員」制度を見直し、次のとおり現行定款の一部を変更するものです。

① 代表取締役および役付取締役の見直し(第19条)

当社の代表取締役につき、取締役の役付(専務取締役以上)と連動させる考え方から、当社経営の必要性に応じ、役付にかかわらず機能や役割等を勘案して定める考え方に変更するものです。

併せて、役付取締役の範囲についても、取締役の機能や役割等に応じた形に変更するものです。

② 「役員」の呼称変更(第26条)

業務執行を担う役員の位置づけをより明確にするために、従来の「役員」の呼称を「執行役員」に改めるものです。

2. 変更の内容

現行定款と変更案は次のとおりです。

(下線:変更部分)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第19条 当社は、取締役会の決議によって、取締役中より会長1名、副会長1名、<u>社長1名ならびに副社長、専務取締役および常務取締役若干名を定めることができる。</u></p> <p>② <u>会長、副会長、社長、副社長および専務取締役は、各自会社を代表する。</u></p> | <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第19条 当社は、取締役会の決議によって、取締役中より会長1名、副会長1名、<u>社長1名を定めることができる。</u></p> <p>② <u>当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</u></p> |
| <p>(役 員)</p> <p>第 26 条 当社は、取締役会の決議によって、当社の業務執行を担当する<u>役員</u>を置くことができる。</p> <p>② <u>役員に関する事項は、取締役会において定める役員規則による。</u></p> | <p>(執行役員)</p> <p>第 26 条 当社は、取締役会の決議によつて、当社の業務執行を担当する<u>執行役員</u>を置くことができる。</p> <p>② <u>執行役員に関する事項は、取締役会において定める執行役員規則による。</u></p> |

以 上